

健 康 福 祉 委 員 会 記 録

日 時	令和 5 年 1 2 月 8 日 (金) 午後 0 1 時 0 0 分～午前 0 2 時 0 4 分 午後 0 2 時 1 4 分～午後 0 3 時 1 5 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎桜田慎太郎 ○後藤浩一郎 伊藤 誠 北村 和之 田中 晋 林 紗絵子 古川 隆史 武藤美津江 渡邊 晋宏
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長（加藤雅美） 健康医療部長（高橋裕之） 健康医療部理事（吉田みどり） 健康医療部理事（沖本由季） 健康医療部理事（小倉孝之） 健康医療部保健所長（山崎彰美） 次長兼高齢者支援課長（宮本さなえ） 地域保健課長（星 裕子） 地域保健課副参事（山田善幸） 保険年金課長（大滝修一） 福祉部長（谷口恵子） 福祉政策課副参事（後藤能成） 次長兼指導監査課長（渡邊浩司） 生活支援課長（矢部裕美子） その他関係職員

午後 1時開会

○委員長 ただいまから健康福祉委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10人を超えた場合には、当委員会室に傍聴者全員が入ることはできません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順によることとします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部をお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れがないように御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねてお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたします。また、定期的に休憩を入れ、換気を行いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たっては、質疑を行う際にはくれぐれも一般質問とはならないよう御注意願います。

議案第1区分、議案第11号、令和5年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第20号、令和5年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○林 それではまず、議案第11号からお聞きします。子育て世代包括支援ルームと駅前すこやかプチルームの移転ということなんですけど、この工事請負費の内容をお示しいただけますか。

○地域保健課長 工事の費用については、まずすこやかプチルームと、あと妊娠子

育て相談センターの移転に伴い、古い建物についての現状回復を行うための工事費用として計上させていただいております。以上です。

○林 妊娠子育て相談センターは現在平日の9時、5時で、駅前すこやかプチルームはこれまで月、水、金だけで、30分ごとの予約制だったんですけど、移転後というのはどのような運営になるのでしょうか。

○地域保健課長 移転後につきましても、同様の時間で開設をして対応したいと考えております。以上です。

○林 新しい駅前すこやかプチルームは、これまでどおり予約制で1組ずつとなるのでしょうか。

○地域保健課長 予約のほうは1枠ずつということで、専用の相談のお部屋のほうを設けまして、個別での対応を考えております。以上です。

○林 議案の2号、図面があったと思うんですけど、この駅前すこやかプチルームって書いてあるところ、50平米って書いてあるんですけど、このとおりですか。

○地域保健課副参事 広さについては今50平米を予定しているんですけども、ちょっとその状況によって変更になる可能性はございます。今のところは50平米を予定しております。以上です。

○林 予約制で1組ずつで、50平米で月、水、金だけだと、ちょっともったいないかなと思いますので、検討いただけたらと思います。

駅前送迎保育ステーションと遊びの広場、あと乳幼児一時預かり施設の設置については、議案第3号の施設条例で制定されるんですけど、妊娠子育て相談センターと駅前すこやかプチルームについては、施設設置条例とか、そういうのってどうなるんですか。

○地域保健課副参事 条例に上げているのは、公の施設ということで条例に上げているんですけども、妊娠子育て相談センターと駅前すこやかプチルームは窓口の相談事業となりますので、こちらは公の施設に該当しないということで、条例には載せておりません。以上です。

○林 分かりました。ありがとうございます。

それでは、議案第20号の電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金について伺います。この非課税世帯向けの給付金というのは、今回で4回目と聞いているんですけど、1回目と2回目は家計急変世帯も、前回の3回目については家計急変世帯と均等割のみ課税世帯も柏市独自事業として対象になっていたと思うんです。確認なんですけど、これまでの3回で家計急変世帯とか均等割のみ課税世帯を対象にしていたのは全部柏市の独自事業の部分なんですか。

○福祉政策課副参事 最初の1回目と2回目の10万円と5万円の給付金に関しては、国側の家計急変世帯ということで設定をしております、それにのっとって行っております。3回目に関しては、こちらに関しては地方創生臨時交付金の充当事業になりますので、市の単独事業という扱いになります。なので、非課税世帯に関しては低所得世帯支援枠ということで支給をしておりますが、均等割課税等家計急

変世帯に関しては推奨事業メニューということで、市の独自のものになります。以上です。

○林 分かりました。似たような事業をやっているのに、結構中身を見ていくと違うんだなと思いました。現在国で検討中の支援策の中で均等割のみ課税世帯対象の令和5年度分の給付金が入る可能性があって、二重給付を避けるために今回は対象に入れなかったということなんですけど、この今国の検討状況というのはどうなっているんでしょうか。

○福祉政策課副参事 報道ベースの話になるんですが、均等割課税に関しては前倒しで令和5年度中に実施という方向が示されてはおります。以上です。

○林 とすると、それは令和5年度中の日付による計算ですか。それとも令和6年度の計算になるんですか。

○福祉政策課副参事 令和6年度の課税情報ということになりますと、令和6年の6月以降に住民税は決定されますので、前倒しでやるということになれば、令和5年度中の課税情報を用いて行うことになるかと思います。以上です。

○林 分かりました。

あと、基準日に世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯を抽出して、対象世帯であることが分かっている、口座情報を市が把握している世帯は、個別通知後の返送が不要という設定になっているんですけど、この確認書の返送が必要な世帯というのはどれぐらいあるんでしょうか。

○福祉政策課副参事 前回の3万円のときの数になるんですけども、大体おおむね2万7,000世帯がその手続不要のいわゆるプッシュ型というもので支給をしています。以上です。

○林 ということは、その2万7,000世帯以外が返送が必要な世帯になるということなんですよね。

○福祉政策課副参事 そのとおりです。

○林 オンライン申請というのは、この確認書の返送に代わるものという理解でいいんでしょうか。

○福祉政策課副参事 柏市で実施をしておりますオンライン申請に関しては、こちらから個別に発送するものではなくて、先ほど委員さんのほうからおっしゃられた家計急変世帯であるとか、あと何らかの事情でこちらから個別の通知ができなかった、相手方から申請が必要な世帯に関してオンラインでも申請できるようにしております。以上です。

○林 そうなると、この人たちへの広報というか、通知がされないということですよ。この人たちへの広報みたいなのは、広報かしわとか、そういうところで行うという理解でしょうか。

○福祉政策課副参事 前回の3万円ときは、広報かしわに関しては2回出させていただいて、あと駅前の掲示板のようなものがあるんですけども、そちらに掲示させていただいたり、あといろいろな福祉の相談窓口ですとか、そういったところ

にチラシをまいたり、近隣センターにチラシを配布したり、もちろんホームページでも周知をしております。以上です。

○林 この家計急変世帯へのお知らせというのは、なかなかきつと難しい、行き届かないんじゃないかなと思いますので、手厚くしていただければと思います。

補正予算が議決したらすぐに派遣事業者との契約に入ることなんですけど、この事業者の選定についてお示しいただけますか。

○福祉政策課副参事 今議会で補正予算のほうで御承認いただきましたら契約の手続に入るんですが、何分にも今3万円の給付金の実務を実際まだ継続して行っておりますので、その事業と連続している事業でもありますので、継続してそちらの業者と随意契約を締結したいというふうに考えております。以上です。

○林 分かりました。私のこの区分の質問は以上になります。ありがとうございます。

○武藤 同じく20号なんですけれども、政府は年内給付を通知されていると思うんですけれども、年内支給については検討されたんでしょうか。

○福祉政策課副参事 どうしても議会の承認をいただいて、そこから各契約の手続ですとか個別の案内とかを作成したりということがありますので、現時点では1月末の支給に向けて準備を進めているところです。なお、国が調査した結果により、どれぐらいの時期に自治体が出すかというような調査結果が出ているんですけれども、大体約3割ぐらいが1月末までに支給を開始するということですので、柏もこのタイミングに間に合うように早期の支給に努めてまいりたいと思います。以上です。

○武藤 7万円の支給はいつですかというのをよく市民の方からも伺うんですけれども、いつというのが分かったら、手続も含めてホームページにはあんとお知らせしている自治体もあるので、柏市も分かりやすいようなそういうホームページのお知らせとか、そういうのをしていただきたいと思いますが、どうですか。

○福祉政策課副参事 補正予算の承認をいただきましたら、詳しい内容をホームページに掲載するとともに、広報かしわのほうも1月1日号を予定をしておりますので、そちらに掲載させていただいて周知に努めたいと思います。以上です。

○委員長 ほかにございますでしょうか。——それでは、ほかに質疑はないようなので、これで質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第11号、当委員会所管分についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第11号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第20号、当委員会所管分についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第20号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了いたします。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第2号、柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○林 それでは、国保の改正条例についてお聞きします。対象期間の所得割額と均等割額が免除になるということで、平等割額はそのまま変わらずということによるのでしょうか。

○保険年金課長 はい、そのとおりです。

○林 ちょっとこのいつから始まるかというところが気になったんですけど、単胎妊娠で11月に出産した場合は1月の1か月分しか免除されないということなんでしょうか。

○保険年金課長 そのとおりです。

○林 11月からの出産が対象で、令和5年度は80人程度ということは、次年度からは年間何人ぐらいが対象になるんですか。

○保険年金課長 例年ですと200人程度かなというところです。以上です。

○林 そうなると、1人当たりの免除額が2万7,000円程度ということなので、次年度からの年間の影響額は500万円ぐらいでしょうか。

○保険年金課長 そのとおりです。

○林 それでは、申請の手続について教えていただけますか。免除額が後から返還されるような形でしょうか。

○保険年金課長 これは、タイミングによる部分があるかと思います。委員が御指摘になったような後から払い戻すというスタイルも当然考えられます。私どもとしては、職権で対応させていただくという予定なんですけど、出産一時金の支給申請があった方について出産日というものを把握させていただいて、保険料を再度算定させていただくと。そのときに、本年度の保険料の支払いのための納期というんですか、10期に分けて払っていただいていますけど、その期間が残存していれば、その残存期間の中で減額調整させていただくという形になります。以上です。

○林 分かりました。出産一時金の申請というのは、妊娠が分かった時点でするん

でしたっけ。

○保険年金課長 出産後になります。以上です。

○林 出産後となると、後から払う分と相殺するということなんですか。

○保険年金課長 そのとおりです。

○武藤 こちらは、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴っての条例の改正ということなんですけれども、確認なんですけど、後期高齢者の負担を増やして子育てに支援しようというふうなものではないですか。

○保険年金課長 来年の4月から実施するとされているようなんですが、委員御指摘のような、後期高齢者医療制度に御加入の方が、現役世代、出産なさる方の費用というんですか、一時金の財源を多少負担するようにしようという支援金、支援制度というのが新たに設けられるというようなお話は聞いております。ただ、その話とこの件とは全く別のものであります。以上です。

○武藤 本会議でも述べましたが、もともと後期高齢者医療制度ができる前は、高齢者は健保や国保に加入して現役世代と同じ保険料を払っていました。出産一時金を含む子供医療関連にも充てられていました。75歳以上の高齢者と現役世代で保険料が異なることもありませんでした。それを75歳という年齢で勝手に別建ての制度をつくっておいて、後期高齢者だけ子供の医療に関わる負担をしていないとか、後期高齢者と現役世代で保険料の伸びが違うなどといって、高齢者が優遇されているような言い方で保険料を値上げするというのはあまりにも理不尽だと思います。今回の条例の見直しの中には、そういう財源は特に記載されていないということではよろしいですか。

○保険年金課長 委員が今おっしゃられたような支援制度というのは、本件とは全く関係ないものです。以上です。

○武藤 結局この中には関係ないということだったので、安心しましたけれども、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するためといって子育て支援の分を後期高齢者医療制度から回すというようなことは、結局は高齢者と若い世代を分断させて全ての国民に負担を強いることだと思いますので、ぜひその点は国に対しても厳しく言ってほしいと思います。以上です。

○委員長 ほかにございますでしょうか。——それでは、なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

○委員長 議案第2号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、請願を審査いたします。

なお、請願の審査に当たって、委員より執行部に対して確認をする際には一般質問とならないよう御注意ください。

請願第1区分、今期定例会で受理した請願6号、全ての子供たちに行き届いた保育と教育を実現することについての主旨5について、請願7号、国民健康保険制度の改善についての主旨1から4についてを一括して議題といたします。

本2件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○林 それではまず、請願6号から伺います。保育園運営費の不正流用を防ぐために施設への監視と指導を強化してください、主旨5というのがあるんですけど、請願者が言いたいのは、恐らくこれまで渡部議員が取り上げてきた問題で、保育運営費が他市の新しい園の建設費などに流用されている話なのかなと私は思ったんですけど、ほかに何か不正流用というお話で思い当たる点ってありますか。

○次長兼指導監査課長 ただいまの弾力運用の部分につきましては、今委員さんのおっしゃったとおりですが、それ以外のものにつきましては、通常私どものほうで保育園に対しまして指導監査を行っている中で、細かい問題点等は幾つかもちろん散見される場所ですが、大きな問題としては、少なくともここ数年の中では発生していないというふうに捉えております。以上です。

○林 この件だとすると、請願書で弾力的な運用がされてしまっているという話で好ましい状況とは確かに言えないと思うんですけど、不正とまではなかなか言いにくいかなと思っていて、この保育運営費を本部経費や他市の保育園の建設費、人件費へ流用することを柏市が許可しないということは制度上どの程度まで可能なのでしょうか。

○次長兼指導監査課長 その許可する、しないの基準といたしましては、御案内のとおり、子ども・子育て支援法に関します厚生労働省からの経理通知というものがございまして、それに基づいて市のほうも判断をしているところでございます。こちらの経理通知の中身の項目は、いろいろございまして、例えば一番基本的なところで申しますと、弾力運用としては、一定の要件ということで、職員の配置基準が守られているかですとか、法人の積立資産の状況ですとか、同一法人が運営する他の保育園への流用についてということで、そういった基本的な条件が守られているかどうかということですけども、そういった部分で、現在こども部のほうで審査をしている中では、その基準に沿わないというようなことは、例として若干ありましたのは、書類がそろわないということで、審査が間に合わなくて認められなかった例はありますけれども、それ以外の部分については、経理通知の細かい中で特にそれが認められないということは今までないというふうに考えております。

○林 ということは、やはり基準がありまして、その基準の中で弾力的に運用というか流用されてしまっている部分については、柏市が施設への監視と指導を幾ら強化したところで改善できない問題なのかなというふうにちょっと思うんですけど、いかがですか。

○次長兼指導監査課長 今おっしゃいますように、市のほうはあくまでも国の経理規定についてどうしても運用しておりまして、その弾力的運用は、国のほうでも、一定の要件を満たした事業所に対しましては、保育園を安定的に運営するために認められている制度であると認識をしておりますので、私どもとしては事業者がこの趣旨から逸脱することのないように指導監査に努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○林 そうなりますと、私は、この請願の主旨5の趣旨、監視と指導を強化してくださいの部分に反対するものではないので、賛成はいたしますけど、請願者が求めるところを本当に実施してほしいというふうになるのであれば、国の基準を変えるなりなんなりしなければいけないという理解でよろしいでしょうか。

○次長兼指導監査課長 繰り返しになりますけれども、市のほうとしましてはこの国の基準にのっとって進めてまいりたいと思いますので、それ以上のことにつきましては委員さんの御指摘のとおりかと存じます。以上です。

○林 分かりました。ありがとうございます。

それでは、請願7号のほうについて伺います。まず、国民健康保険については、保険料の据置きに努力していただいて3年間は保険料率を改定しませんでしたけど、財政調整基金もなくなってきた、令和6年度の予算編成時にはもう保険料の改定をしないと無理だろうと、これまでもそういうお話でした。本会議の中でもあったと思うんですけど、令和4年度末残高が18億9,100万円で、これを今年度全額取り崩すことになってしまって、次年度は料金改定が必要との判断をされているという認識でいいんでしょうか。

○保険年金課長 基金残高が枯渇したことというのがまず1つ。そうなりますと、一般会計からの財政支援というものを頂戴できないとしたならば、現状をちょっと御説明したいんですけども、令和6年度の予算編成に際しては、大体保険料を、年間保険料ですけど、1人当たり約3万3,000円足りないということが見込まれている状況です。これを制度にのっとって、あるいは条例の規定にのっとって運営するということになれば、3万3,000円上げればいいでしょうというような話になってしまうんですけど、そういったことは現下の物価高等の状況を考慮しますと、ちょっと苛酷過ぎるのかなというような話がありまして、本会議等で理事、市長等から御答弁があったと思うんですけど、来年は8,500円をめどに上げると。不足額の大体4分の1程度を上げさせていただいて、残りの4分の3については一般会計からの繰入れ、基金を経由した形になることを想定しておりますけども、そのような形で予算編成を進めていけたらなというふうに考えております。以上です。

○林 そうなると、4分の3の部分は何とか上げずにしようということで、柏市か

ら繰入れを行わないということなんですけど、次年度どれぐらいの繰入れになるのかというのはある程度算定されているんでしょうか。

○保険年金課長 この辺りの資料につきましては、公開会議であります本市の国保の運営協議会のほうの資料でもお示ししているところなんですけど、来年の予算編成に際しては大体16億円ぐらい財源を補填していただくことになろうかという見込みです。以上です。

○林 標準保険料との乖離について、県内他市の状況というのをあまりお聞きしていなかったの、聞いてもよろしいでしょうか。

○保険年金課長 何市が幾らというようなことは、ちょっと御説明は控えたほうがいいのかなと思うんですけど、野田市が一番乖離が大きいのかなと、一番大きくて4万円近く離れているのかなという状況です。柏の場合は、一番近いわけでも一番遠いわけでもない状態です。一番乖離が小さいのは、千葉市の1万4,000円だったかと記憶しています。以上です。

○林 標準保険料よりも既に高い自治体というのもあるんですか。

○保険年金課長 標準保険料より高いというのは、ちょっとあまり聞いたことがありません。以上です。

○林 では、みんなどこもある程度の乖離はしていて、どこも値上げしなきゃいけないような状況で、特に厳しいのが野田市ということなんです。そうすると、例えば野田市なんかは次年度かなり保険料を上げていくんでしょうか。

○保険年金課長 他市のことなので、ここであまり申し上げづらいんですけど、近隣市のどこにおいても料率を見直さなければならぬよなという意識は持っている状況です。以上です。

○林 分かりました。

それでは、主旨2なんですけど、全国市長会、全国知事会の提言、要望に沿った国及び千葉県の財政支援をとということなんですけど、この提言、要望について具体的にお示しいただけますか。

○保険年金課長 まず、全国市長会の要望については、本年は6月7日に行われております国民健康保険制度等に関する重点提言というタイトルになっております。その国民健康保険制度についての(2)ということで、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げ等、国保財政基盤の拡充強化を図るとともに措置を講じることというふうに要望をしています。全国知事会のほうでは、請願の本文のほうでは11月13日というような紹介があったんですけど、確かにこちらにも記載はあるんですけど、正式な政策要望としては、8月18日、社会保障関係の要望ということがありまして、この中で医療保険制度改革の推進についての(1)、イ、ここで記載があります。財政基盤強化のための新たな財政支援を行うことというふうに要望が書いてあります。以上です。

○林 分かりました。新たな財政支援というのは国に対して求めるものですね。

○保険年金課長 この制度は、国が設置者、制度設計を行っているということなんです。

ので、必要な財源は国において担保されるべきだというふうに考えております。これは、市長会も知事会も統一されている。よって、この主旨にございますような千葉県に対しても要望するというのは、私どもとしては根拠がよく分からないなというところではあります。以上です。

○林 分かりました。

では、主旨4についてちょっと伺いたいんですけど、国保料の滞納世帯の数、今どれぐらいでしょうか。

○保険年金課長 滞納世帯は、令和4年度決算の状況になりますけれども、9,864世帯です。これは、慢性的に滞納なさっている方と、あと1期でも納付忘れがあったという方と全部含んでということです。以上です。

○林 その割合というのは大体分かりますか。たまに忘れてしまった人と、ずっとお金がなくて払えない人はちょっと分けて考えたいなと思うんですけど。

○保険年金課長 申し訳ございません。ちょっと今手元に資料がありませんが、その9,864というのは、全部の世帯に占める割合としましては14.45%です。以上です。

○林 資格証明書や短期保険証はどれぐらい発行しているのでしょうか。

○保険年金課長 資格証明書につきましては、11月末現在で166世帯、短期保険証については2,067世帯に交付しています。以上です。

○林 これは、主旨4で言うように、正規保険証を交付してくださいというのはなかなか難しいものなんでしょうか。

○保険年金課長 これは、何度か一般質問でも様々な方から御質問いただいて、お答えしてきたことではあるのですが、資格証明書というのは、国民健康保険法第9条第6項の規定によりまして、保険料に未納のある方につきましては保険証の代わりに10割負担になる資格証明書を出すことになっておりますので、これを出さないというのは法令に反することになるかと思えます。また、短期証につきましては、同じ国民健康保険法の第9条第10項の規定で期間を短くすることができるという規定がありまして、柏市の場合ですと、通常1年なんですけど、有効期間を4か月という形に短くしてお出ししている状況です。以上です。

○林 そのあえて短くする目的というものは、どこにあるのでしょうか。

○保険年金課長 実はこの請願の主旨4に記載があるんですけども、滞納世帯の実情を把握しとあるんですけども、まさにこの実情を把握するために期間を短くさせていただいている。すなわち、保険証の期間が切れてしまった、新しい保険証が欲しいという場合には何らか御連絡をいただけるものだと思っています。というか、それを期待しています。その御要望があったときに、すみませんが、保険料のほうも未納がありますので、納付相談ちょっとお願いできますかといった形で実情をお伺いするというのが実務の流れです。以上です。

○北村 1点だけ、6号の保育運営費の不正流用、今林委員からもありましたけども、この言葉はやっぱり適当ではないと思うんです。不正、文字どおり正しくはない。でも、これは正しいんです。民間の会社の理論からすれば、利益を追求してい

くというのは当然正しい姿であるんです。ただ、やっぱり子育てとか子供福祉とかを考えたときに、また保育士のいろいろそういう賃金とか考えたときに、どこら辺が妥当かというのを考えていくのがやっぱり行政の役割だと思うので、そういう意味でこの監査と指導をどういう考えの下にやっていくかというのは大変重要だと思うんです。そこら辺でどういう認識を持っているかというのが問われるんだと思いますが、一言答弁を。

○次長兼指導監査課長 ただいま御指摘のことにつきましては、先ほども申し上げたとおり、弾力運用のルールに基づいて市のほうとしてはやっているわけですが、この制度の成り立ちとしましては、保育需要が急激に高まった時期に民間の事業者にも保育を担ってもらうことになりまして、その際にそういった流れの中で、一定の要件の中で弾力運用を認めるというふうになったものと理解しております。そういうことで、国のほうとしては、今御指摘のあったようなことも一定の制限を設けた弾力運用ということで、保育園を安定的に運用できるという趣旨で定めたルールであると認識をしておりますので、市としてはそのルールを基本的に踏みながら、ただそれはそれとしまして、一方で指導監査のほうにつきましてはしっかりと事業所のほうを確認してまいりまして、会計面、あるいは運用面については、それはそれでしっかりと指導し、確認していかなければいけないというふうに考えております。以上です。

○北村 それは分かりました。では、そういう今私が申し上げたものの考え方というのを、事業者側、フランチャイズ的にやっている、そういう会社がありますけれども、話し合いをしたりとか、こういう意見があったとか、行政とか我々はこういう考え方で、子供福祉、保育園だったり、そういう人員のいろんな手当てとかも含めて考えていると、事業者とそういう話を膝を突き合わせてしたりはしているんでしょうか。

○次長兼指導監査課長 申し訳ございません。特に弾力運用という分野になりますと、こども部が実際にはやっているところですので、なかなか福祉部としては答弁しづらいところですが、ただ今御指摘のありましたフランチャイズの企業の中でそういった膝を突き合わせて話すということは、機会を捉えてそういったことをやっていくことは、機会があれば必要なことではないかというふうに考えております。以上でございます。

○北村 答弁はいいですけども、私も事業者側だったら利益を追求するというのを考えてやるかもしれない。もちろんそれはいろんな事業者の中心の幹部の考え方によりますけれども、ぜひそういうところで、行政としての矜持というか、子供をどう考えるか、これからの柏市の将来を考えた上でそういう議論から始めて、こういう指導監査につながっていくものと考えております。以上です。

○武藤 今の不正流用といいますか、不適切な流用というか、目的外流用も含めてこの請願者は言っていると思いますので、不正流用という、法的に不正を働いてということではないと思うんですけれども、そういうことでお聞きしたいんですけれ

ども、本来保育園の運営費というのは何を目的に支払われているものでしょうか。

○次長兼指導監査課長 保育園の運営費につきましては、使途としまして、1つは保育園の人件費、2つ目としまして保育園の管理費、3つ目としまして保育園の事業費に充てられるということで支給されているものでございます。以上です。

○武藤 本来ならば、人件費とか管理費とか、そういうことに使われなければならないとなっているのに、先ほどおっしゃいましたけれども、株式会社が参入しやすいように、結局もうけになるようにこの弾力流用を認めているということなんじゃないですか。どうですか。

○次長兼指導監査課長 もうけになるようにという御指摘で、なかなか難しいところですけども、繰り返しになりますけれども、民間企業が参入していく中で、民間企業も弾力運用によって運営しやすいように、保育のニーズに応えられるようにということで、弾力運用の制度はできている、運用されているものではないかというふうに考えてございます。以上です。

○武藤 柏市の税金ですよ。私たちが払っている税金が全国展開している株式会社の保育園の新設とか、そういうところに使われるというのは問題ではないんでしょうか。どう思いますか。

○次長兼指導監査課長 繰り返しの答弁になりますけれども、問題かどうかということにつきましては、国のほうでは、一定の基準を設けまして、適正な範囲での資金流用ということで弾力運用を定めているところですので、市といたしましては、そのルールにのっとりながらも適切な運用がされているかということについては、それはそれでチェックをしながら進めていくことが必要かというふうに考えております。以上です。

○武藤 本来ならば、柏市の子供たちのために、また保育士さんのために使わなきゃいけないお金を別な使い方をしている、それも柏市じゃなくて全国展開しているような保育園が新しい保育園を建てるために使うとか、そういうことは本当に税金の使い方として正しい使い方なんでしょうか。

○福祉部長 当市、指導監査課の役割としましては、国の法律ですとか制度、通達等に基づいて、きちんとそのルールが守られているかというところを確認、指導する立場ですので、委員お示しのところの部分までは、当部署ではちょっとお答えしにくい部分がありますので、御容赦いただければと思います。以上でございます。

○武藤 ほかの自治体でも、国の制度に全く従わなければいけないとか、そういうことじゃなくて、それぞれの自治体で決めてもいいですよとなっているんじゃないですか。

○次長兼指導監査課長 このルールにつきましては、国の通知ですので、そういったことで自治体独自に決めている部分も恐らくないことはないかと存じますけれども、多くの場合はこの自治体への通知に沿って進められているものというふうに認識しております。以上です。

○武藤 柏市の子供たちをどうやって守るのか、いい保育をしていくのかというこ

とで、私たちの税金が他の自治体の全国展開しているような保育園の利益のために使われるというのはやっぱりおかしいことだと思うんですよ。ぜひその点では、不正流用を防止するために施設への監査と指導を強化していただきたいと思いますし、またこども部とも連携をして、保育士さんの給料が正しく払われるようにしていただきたいと思います。

あと、請願7号です。国民健康保険制度の改善についてなんですけれども、全国市長会、知事会の提言、要望の趣旨に沿って、今以上の負担にならないように、一般会計からの繰入れを行うなど努力してくださいということなんですけれども、これも先ほどからありましたけれども、もう基金も枯渇しているし、千葉県統一の標準保険料に合わせていかなきゃいけないといいますけど、それはもう絶対にやらなきゃいけないということは決まっているんでしょうか。令和12年までにやらなきゃいけないということは、どこに書いてあるんですか。

○保険年金課長 国保の都道府県単位化というのは平成30年から始まりまして、県において計画を立てて保険料の統一化を図っていくというような形で、当初から進められていたというところなんです。第1期の計画期間が平成30年度から令和5年度、要するに本年度までということで、現在県においては令和6年度以降の第2期計画を策定中です。この第2期計画を県が策定するに際しまして、国のほうから、10月ですか、保険料の統一化の加速化プランというのが示されまして、この中で最終目標として、都道府県というのは県内保険料率の統一を目指しなさいということになっております。ただ、計画期間内にそれが実現しそうにない場合には納付金ベースで統一しても構わないと。この納付金ベースの統一というのは、ちょっとよく分かりづらいとは思いますが、現在医療費水準が低い市町村にあっては、納付金、要するに県が医療費を全額負担する形になっているんですけれども、そちらの財源負担として、医療費が低い分は納付金も低くていいよというような調整をかけている状態、この調整をしないようにすると。それを次期計画期間内にやりなさいということが示されています。その第2期計画の最終年度というのが令和11年度というふうになっております。ですので、令和11年度には納付金ベースの統一というのが図られて、そうなりますと事実上の保険料水準の統一と同じことになりますので、早ければ翌年、令和12年ぐらいには県としての統一保険料率というのが実現する可能性もなくはないという状況です。以上です。

○武藤 結局この県内の統一で保険料の値上げと。国保は、議会でも言いましたけれども、もともとは制度上の問題ですよ。均等割もあるし、平等割もあるし、所得に関係なく負担をしなくちゃいけないという、そういう制度がありながら、そして所得の少ない人が多く加入されているという中で、そういう方たちにまた新たに負担、それも8,500円、毎年毎年6年間、本当に払えると思えますか。

○保険年金課長 まず、毎年8,500円ずつぐらいになるのではないかとというのは、現段階の見込み及び令和6年度に向けたものとして取りまとめてあります将来推計、正直5年、6年といった長期スパンで見込むということ自体、当課としても初めて

行ったことでありまして、この辺の推計については、随時更新をかけて、より正しい見通しになるように管理していきたいというふうに考えています。ですので、この8,500円につきましては、アッパーというか、上限というような形で御理解をいただいていたほうがいいのかなどというふうには思います。これを上げたときに払えるのかというようなお尋ねだったんですけども、これは御負担いただかざるを得ないとしか申し上げられません。御納付が困難な事情があった場合には、今までどおり丁寧に個別に対応させていただきたいということです。以上です。

○武藤 本会議でも示しましたけれども、今でも高いと思っている人がたくさんいらっしゃるんです。半数以上いらして、それで無理をして削って、生活費を削ったりとか、事業費を削ったりとか、貯金を取り崩して何とか払っているよという、そういう生活実態をやっぱりきちんと押さえて、本当に市民が負担をしていっていいのかどうかということで、来年度流山市では法定外繰入れを入れて値上げをしないというようなお話も伺っていますので、ぜひそういう市民の暮らし、負担を増やさないように努力していただきたいと思います。

それと、主旨2なんですけど、国及び県の財政支援を要請してくださいというのは全国市長会なんかでも要請されていますので、もう本当に一自治体だけではどうにもならないような状況だと思うんです。ぜひ県や国へさらに強く要望していただきたいと思います。

主旨3なんですけど、子供の均等割とか減免制度の拡充ということですので、これも全国市長会などで要望していることですので、ぜひ要望していただきたいと思います。全国市長会では、子供に係る均等割、保険料を軽減する支援体制については必要な財源を確保し、対象年齢や軽減割合を拡大するなど、制度を拡充することを求めています。自治体独自で子供の均等割を18歳まで減免している相模原市など、何らかの形で減免している自治体など、2020年の段階では29の自治体でやっています。ぜひ柏市でも均等割の負担軽減、減免制度などを行ってほしいと思いますが、そのことについてはどうですか。

○保険年金課長 全国市長会等を通じた国への提言というのは、国の責任においてこういった子供の均等割の軽減なり減免制度といったものを拡充してくださいと。要するに全国統一の制度としてそれを実現してくださいと、そういうお願いをしております。この辺の範囲について、高校までとか、いろんな拡大をしているところがあるということも承知はしておるんですけども、平成30年度以降、都道府県単位化、広域化ということで、医療制度の改正というのはどんどん進んでいると。これにつきましては、より広域的に負担を等しくして、しかもどこの市町村に住んでも同じサービスを受けるということを前提にしているというふうに認識しておりますので、あまり市町村ごとに、うちのほうが得だとか、損だとか、そういった部分については、平準化されていたほうが望ましいだろうというふうに認識しています。以上です。

○武藤 もちろんどこに住んでも同じようなサービスを受けるということについて

は異論はないんですけれども、ただそのサービスを受けるときに全体に負担が引き上がるということについては、やっぱりもう負担し切れないだろうと思います。それで、ぜひそれぞれの自治体が今のところは努力をして負担軽減をしていただきたいと思います。

主旨4の国保料の滞納世帯の実情を把握し、資格証明書や短期保険証ではなく正規保険証を交付してくださいというところなんです。先ほど資格証が166、短期保険証が2,067というふうに御答弁がありました。資格証では、ただ国保に入っていますよということを証明するだけで、窓口に行けば10割負担しなければならないんです。全日本民主医療機関連合会の調査結果では、国保料の滞納など経済的理由で医療機関を受診するのが遅れて亡くなった方が2022年の1月から12月に23都道府県で46件あったと報告しています。生活困窮者の無保険は、医療を諦めさせ、セーフティネットから切り離してしまう。無保険者をつくらない抜本的な対策が必要だと訴えています。市民の命を最優先に考えて、資格証明書や短期保険証の発行はやめて正規の保険証をぜひ発行していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○**保険年金課長** 資格証明書が発行されている世帯の状況というのは、なかなか把握しづらい状況です。要するに何も連絡が取れないということ、簡単に言うとそういう世帯にこれは発行しております。もし万が一、体調が悪い、どうしても保険料が負担できないような家計の状況だというようなことがありましたら、すぐに御連絡をいただいて、私どものほうで相談させていただければ、必要に応じて生活保護につなげて、医療扶助といった形で医療が保障されるというほうにつなげていきたいなというふうに思います。いずれにしても御連絡をお願いしたいなというふうに思います。以上です。

○**武藤** 資格証の発行というのは、その方の状況が分からなければ発行してはいけないということではないですか。

○**保険年金課長** 法令上、そういうことにはなっておりません。保険料の納付がなければ資格証になるということです。以上です。

○**武藤** 機械的に資格証を発行するということではなくて、きちんとその方の状況を考えて、本来ならば資格証なんて出すべきではないと思いますけれども、そういう発行はやめていただきたいと思います。全日本民主医療機関連合会の調査結果では……ごめんなさい。これさっき言ったんですね。とにかく保険証がなくて医療にかかれない、それで手遅れになってしまうという事例があるわけですから、社会保険が、その人の命を守るべき社会保障がそれを守らないで、保険料を払うことができないということで命を奪ってしまうというようなことはやはりあってはならないことだと思うんです。請願7号の主旨1から3の内容は国保加入者の願いであり、いずれも全国市長会、知事会などが国へ要望している内容です。社会保険制度が市民の命を奪うということはありません。制度上の問題です。市民の命を守るためにも、国がしっかりと国庫負担をして、社会保障を国の責任で保障するというのが本

来の在り方だと思えます。そのためにも、地方自治の役割は福祉の増進であって、福祉の後退ではないはずで。ぜひ委員の皆さんの採択をいただきたいと思えます。以上です。

○委員長 それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後 2時 4分休憩

○

午後 2時14分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 質疑を続行いたします。

○古川 じゃ、副市長、答弁じゃなくて、谷口さんにもあれなんだけど、今の請願6の主旨5なんですけど、例えば横浜市なんかホームページ見ると、弾力運用ってことで、簡単に言うと、させない方向でいろいろ、そうは言わないでしょうけど、すごく並べて書いているんですよ。例えば事前協議を必ずしろとか、年度内にやるときは12月末までにやらないとその後出さないとか、例えば長期運営資金の借入れについても令和5年度から変更したんだと。横浜市で国に聞いたら、こういうことは難しいって回答があったから次からできませんからねって、基本書き口が、簡単に言えばそういうことはやらないでねという方向で書いて、ホームページとかでやっているところもあるんですよ。だから、そういう運用をちゃんと柏市がどういうレベルか分かんないけど、全国の自治体の、一番厳しいところでやっていて、これはもう致し方ないという話なのか、あんまり行政指導みたいな話にしちゃいけないんだらうけど、でもそれがやっているところが実際あるから、それはやはりこういう議会の、委員会の意見、確かに渡部さんも聞いていて、多分多くの議員がおかしいと思ったと思うんですよ。だから、この請願の主旨とそれがちょっと今回一緒なのかどうなのか分かんないところあったんですが、そういう話で委員長も裁いているから、もしそういうのであれば、こども部のほうにこれを機にちょっと確認してもらって、平たい言い方すると一番厳しく見ているのかってことですよ。それでは、これはもうしょうがないという話なのか、ほかのところをもっと実は厳しくしていて、柏が情報をバージョンアップしていないということじゃしょうがねえからって多分話だと思うので、そこはちょっと確認してもらって、教育子供にも言ってもらって、うちの委員長にも言ってもらってということだけやってくださいよ。

○副市長 今までのこの御議論の中でそういったどっちからどっちかというところもありますし、適切に判断させていただくには、こども部のほうと調整した上で改めてしかるべく措置をさせていただきたいと思えます。以上です。

○田中 ちょっと1点確認なんですけど、国保の関係で、来年度激変緩和措置で4分の1、8,500円、ちょっと柏市の見通しというか、スケジュール感というか、次年度以降のその値上げというか、その激変緩和措置がどの程度続くのかだとか、ちょっとその辺のスケジュール感を教えていただければと思えますけど。

○**保険年金課長** 将来推計につきましては、国保の運営協議会のほうで資料を提示させていただいております。それで、毎年8,500円ずつ引き上げていった場合という将来推計のほうも出させていただいております。今回結論から言いますと、協議会のほうからは毎年8,500円という将来推計パターンというのが妥当なんじゃないかということで答申をいただいたというところでございます。大変失礼しました。毎年8,500円ずつ見直したとした場合であっても、毎年医療費というのは当面増え続けるということが予想されておりますので、なかなか現在ある3万3,000円という標準保険料との乖離というのは縮まっていかないということが見込まれております。その辺りの事情も勘案して、令和12年度までに必要となる一般財源の額の見込み、こちらは57億2,000万ということで見込んでおります。大丈夫でしょうか。

○**田中** 分かりました。大丈夫です。オーケーです。

○**渡邊** では、何点かお伺いさせていただきます。請願6号の件なんですけど、ちょっと知識不足で申し訳ないんですけど、現在監査指導を行っているということで、大体何名体制で、どれぐらいの園が柏市にあるんでしょうか。

○**次長兼指導監査課長** 体制のお話は、こちらチェックする体制ということでございましょうか。会計の監査につきましては、会計指導員を2名雇用しております。会計指導員は、会計年度任用職員の扱いですが、その企業等で会計関係を経験した職員を2名雇用しまして、その職員が園の会計関係の書類を確認しております。それに市の職員も加わってやっているとところでございます。それと、保育園のほうに実地で指導で訪問する際には、事務職1名と保育士が1名、それと必要に応じて栄養士、看護師、そういった専門職も入りまして、そういった分野での確認はしているところです。以上です。

○**渡邊** ありがとうございます。保育園だったり保育所だったと思うんですけど、何園くらい、全体で何園ありますでしょうか。

○**次長兼指導監査課長** 大変失礼いたしました。私立保育園は55園、認定こども園が18園、小規模保育事業所が17園、幼稚園が3園、それとこちら会計監査の対象外ですが、公立保育園につきましては22園、こちら実地指導を行っているところでございます。以上です。

○**渡邊** そうすると大体100園ぐらい、園ってあれですよ、100か所ぐらいあるわけじゃないですか。これ1年に1回って回れるんですかね。

○**次長兼指導監査課長** スケジュール的には厳しいものがありますがけれども、私も福祉部のほうとこども部のほうと両方で職員を出しまして、年1回全て回っているとところでございます。以上です。

○**渡邊** ありがとうございます。現在の体制も聞かせていただく限りはやっていただいていると思うので、強化する、もちろん今までしっかり見ていただいていると思うので、引き続きよろしく願いいたします。

次ですね。国民健康保険制度についてお伺いしたいんですけど、先ほどの様々な答弁で、3万3,000円が不足が見込まれるということで、逆に据え置いたときに、全

体でどれぐらいの金額になりますでしょうか。

○**保険年金課長** 先ほど8,500円上げた場合にということで、田中委員からの御質問に対して、8,500円上げて57億程度必要だよという御答弁申し上げたんですけども、これを万一、万一というか、ずっと据え置いたとした場合には7年間で239億円必要になります。以上です。

○**渡邊** ありがとうございます。承知しました。

じゃ、ちょっと主旨2に行きますね。この全国市長会だったり知事会の提言、国に対して言うのはちょっと分かるんですけど、なぜこれ千葉県に言って、何か意味とか作用というのは働くんでしょうか。

○**保険年金課長** ちょっと私どもとしても、この主旨でなぜこの千葉県へ要望しろということが入っているのかちょっとよく理解いたしかねます。以上です。

○**渡邊** ありがとうございます。そうですよね、分かりました。

続いて、主旨3なんですけど、これも一緒ですよね。軽減減免制度というのは、これ国に対して言うことですよ。

○**保険年金課長** 全国的な制度として統一的に拡充を図っていただきたいという主旨になっております。また、この主旨3のところ、括弧書きで徴収猶予制度の活用とか滞納処分の執行停止というようなものも記載、主旨としては入っているんですけども、この辺りについては子供の均等割減免等とは全く話が全然違う部分になるのかなというふうに思っています。徴収猶予、滞納処分、執行停止については、該当があれば適切に対応させていただきますし、私どもとしてはより簡便な方法で分納誓約というような形でも対応させていただいているところですので、これ子供の減免とは関係ない話ということで理解しています。以上です。

○**渡邊** ありがとうございます。ということは、論点がちょっと違うということですよ。それを何か2つ入っちゃっているという意味ですかね。

○**保険年金課長** そういうふうに見えます。以上です。

○**渡邊** 分かりました。私からは以上でございます。

○**後藤** 6号の5ですけど、今幾つかの方から質問がありました。すみません、保育園を運営している経営主体というのは社福か株式会社、どちらかでしょう、ほとんどが。どういう割合か分かりますか。

○**次長兼指導監査課長** 申し上げます。市の保育園は55園ですが、社会福祉法人の経営している園が32と、株式会社の運営している保育園が20、その他としましては医療法人ですとか、学校法人が運営している園も若干ございます。以上です。

○**後藤** ちょっと意外だったんですけど、私が言いたいのは、要は保育とか福祉の事業に営利法人が入ってくることによって生じている問題だと思うんです、これはほぼ。株式会社の園が20ということで、株式会社の中には全国展開しているとっても大きな大企業がたくさんあると思うんですね。そういう会社というのは、当然株式会社の習性として、やっぱり各地事業所拠点で利益を上げたものを本部が吸い上げるというような仕組みが当然あるわけですから、営利法人だから。そもそもこの事業

というのは、保育だとか福祉というものに営利法人が入っていることの弊害なんです、これははっきり言って、僕から言わせると。もっと言うと、法人監査だって多分株式会社って入り込めないでしょう。法人の監査、多分社福だけだと思いますけど、これに関していかがですか。

○次長兼指導監査課長 御指摘のように、法人の監査につきましては株式会社等についてはその法人の中に、法人の経営等に関する審査は行っておりませんが、社会福祉法人については御案内のとおり内部の経営状況等について確認をさせていただいているところでございます。

○後藤 つまり社福が経営している園、福祉施設もそうですけど、そういうところは全部法人の運営から施設で保育園の中でやられているこの全部把握されるわけですよ。ところが、営利企業が運営する施設というのは、法人の内部まで入り込めない仕組みなんですね。ここに大きな問題が僕はあると思います。これは、もともと国がつくった仕組みですから。柏市としては、先ほど古川委員がおっしゃったように、基準ってありますよね、多分。ここまではいいよ、ここまでは駄目だよと。流用するときに、きちっと事前に相談して、それを認可するというような流れがきちっとできているはずだと思いますけど、そこはどうですか。

○次長兼指導監査課長 申し訳ございません。そこについては把握していないところでございます。以上です。

○後藤 僕は、ここきちっと明確な基準が横浜市ほどあるかどうかはともかく、事前に法人と、それから園の中で協議があって、それが許される、許されないということは流れとしてきちっとあったと思います。後で確認していただけますか、じゃ。所管が違ければ。何が言いたいかという、その福祉や保育の事業の中に営利法人が入ってきたことの弊害なんです、これははっきり言って。ですから、柏市これやっぱり子供たちにきちっと剰余金が使われるために、それから保育士さんに給与が使われるために、柏市の保育がよりよくなるためには、やっぱり、すみません、こんなこと言ったらあれかもしれないけど、営利法人じゃなくて社福に任せるべきなんですよ。地域に密着したね。これは私見ですけども、ちょっと考えていただきたいと思います。この6号に関しては、主旨は賛成の態度で臨みます。

それから、7号ですけど、主旨1、負担割合、これ市民と市の割合がどのくらいですか。市は16億円という返答でしたけど。

○保険年金課長 県が示している、柏市が本来あるべき標準保険料と実際の現在の柏市の保険料との差額、これが3万3,000円でございます。仮に、8,500円を引き上げるとした場合には、8,500円というのは大体その3万3,000円に対して4分の1程度ですので、4分の3の部分についてはなお足りないということですので、柏で負担させていただく、これが16億程度と見込まれるということですので。以上です。

○後藤 だから、この主旨には今以上の負担とならないよというのは難しいわけですよ、今後の今のやり取り聞いていても。一般会計の繰入れも、そうすると16億円やっているということですよ。

○保険年金課長　そうです。ですので、今以上の負担とならないようにという記載を除けば、私どもとしては激変緩和の努力として一般会計からの繰入れは行うということなんですが、今以上の負担とならないようになりますと、先ほどお答えしましたとおり令和12年度までの7年間で239億というような一般財源が必要になるので、これはちょっと市としてもいろんな事業ができなくなってしまうということかなと思います。以上です。

○後藤　十分な今市民の負担、それから一般会計からの繰入れといううまいバランスを取ってやっていかれる方針が示されたと思います。分かりました。

主旨2、主旨3についてですけど、これ渡邊委員も質問されていましたが、これは文章の通りが悪いということですよ。理屈が通らない。教えてください。

○保険年金課長　主旨1もそうだったんですけども、例えばこの千葉県という記載がなければ、国に支援を要請してください、これはある意味全国市長会を通じて実施していることなので、我々としても姿勢が違うというものではないんですけど、この千葉県というのが入っているの、千葉県に求める根拠というのはないなとか、一部ちょっと主旨と、我々の姿勢とちょっと違うんだなという部分が入っているという状況かと思います。以上です。

○後藤　ありがとうございます。それは、主旨2、3共通でちょっと文章の理屈が通らないという解釈をさせていただきました。以上です。ありがとうございました。

○次長兼指導監査課長　失礼いたしました。先ほど後藤委員さんにお答えいたしました保育園の数につきまして、市立保育園55とお答えいたしましたけれども、市立の保育園は20でございました。失礼いたしました。訂正させていただきます。

○北村　すみません、度々。先ほど後藤委員がおっしゃっていたんですけど、やっぱり民間の営利企業とかじゃなくて、社会福祉法人に任せるべきというのは私も確かにそうだなと思いますけど、今って社会福祉法人の設立要件って1億円以上とか要件あったんですけど、まだ。

○次長兼指導監査課長　申し訳ございません、今ちょっとその額については正確にはちょっと今資料がありませんのでお答えできませんが、基本的なそういった部分はございます。以上でございます。額については、申し訳ございません。

○北村　たしか以前は1億円という要件があったと思うんですが、やっぱり例えば私も社会福祉法人的な何か福祉の何かやりたいなと思ったときがあったんですが、やっぱりそれがハードルになって、なかなか1億円はないぞと、1億円どころか全然ないんですけども、何が言いたいかというと、そういう福祉的な思いを持っている市民とか団体って、柏市もそうだし、世の中にたくさんあると思うんですよ。この6号で言うと、子供たちと保育、そういうところを充実させてほしいということなんで、そういう方々がもうちょっと参入できるような、どういうところにそういう支援できる、人間的な供給もそうですけれども、いろんなNPO法人とかもあるけども、そういうのを協働してやっていく必要がある今時代に入っているんだなと思いますので、それはちょっと答えにくいと思うので、ちょっと何か感想が

あればお答えいただければ。これが最後の質問。

○次長兼指導監査課長 参入しやすいようにというお話でございまして、先ほどの社会福祉法人のお話ございましたけれども、例えば社会福祉法人につきましても国のほうで社会福祉法人が連携して新しい取組で運営しやすくなるという連携推進法人の取組ですとか、社会福祉法人についてもそういった新しい動きもございまして、またNPOとの連携ということにつきましても、それについては私どもとしましても極力活発にされるべきものであるというふうに考えてございます。

それと、委員長、大変申し訳ございません。先ほど訂正させていただいたんですが、すみません、その訂正させていただいたものを再度訂正させていただきます。市立の保育園が22園でございます。大変失礼いたしました。

○委員長 それでは、ほかにもございませんか。——なければ質疑並びに意見を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 まず、請願6号の主旨5について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件を採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願7号の主旨1について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手同数であります。

よって、本件は委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願7号の主旨2について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手同数であります。

よって、本件は委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願7号の主旨3について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手同数であります。

よって、本件は委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願7号の主旨4について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手同数であります。

よって、本件は委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、請願第2区分、継続審査中の請願2号、加齢性難聴者の補聴器購入費に公的補助をについての主旨1についてを議題といたします。

本件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○渡邊 前回から継続ということだったんですけど、その後何か進捗があったり、調べたこととかございますでしょうか。

○次長兼高齢者支援課長 前回御審議いただいた後も引き続き加齢性難聴者の方が補聴器を使うことによる認知症予防の効果についての調査結果が出ていないかということで注視してまいりましたが、今のところまだ国の調査の結果報告はなされていない状況であります。また、その専門の言語聴覚士による相談窓口というお話もその中でございましたので、その可能性について探るべく、市内の柏市在宅リハビリテーション連絡会というリハビリ職、言語聴覚士ですとか理学療法士などの方で構成される市内の職能団体さんに御相談をしまして、その団体さんの中とか、あるいはその関連する方で、加齢性難聴者に対するリハビリとか、そういうことができる言語聴覚士さんいらっしゃらないでしょうかということで御相談をしたんですけども、こちらについて、団体のほうで会員ですとか、市内の病院に勤務される言語聴覚士さんなど当たっていただいたんですけども、聞こえに関する問題のリハビリなどに対応する言語聴覚士はいらっしゃらないという回答をいただいているところでございます。後は、それ以外のエビデンスとか調査結果などないかということで、私どもの理事の吉田が関連する学会に出席をしまして、最新の専門の学会のほうの進捗状況を聞いてまいりましたが、その中でも今のところ認知症予防に関する補聴器導入の効果に関するエビデンスがなかったり、あるいは調査状況が件数ですとか、被検者が圧倒的にまだ足りていなくて、まだまだちょっと、今後大規模かつ経年的な疫学調査が必要ではないかというのが現状だということ聞き取っております。以上です。

○渡邊 ありがとうございます。なるほどですね。ということは、まだ結果的に言うとエビデンスがまだ取れていないからということですね。他市は試しにやっているという場合もきっとあると思いますから、その何かあんまり他市がやっているからって引っ張られないで、しっかり、柏市がもし重度の難聴になってしまえば、障害のほうでも何か少し補助があるというお話だったので、補聴器だけに単体で考えなくて、要はなぜその難聴になってしまうかというほうもすごく大切だと思っているんですね。何でかというと、柏市は健康にフレイル予防だったり、そういうので元気な高齢者がたくさんいるということなので、そういう方向にどんどん持って

いって、人と会話しているほうが絶対いいと思いますし、ちょっとここで一つは、私のこの眼鏡なんですけど、これ眼鏡式の骨伝導イヤホンなんです。（「BOSE」と呼ぶ者あり）そうなんです。BOSEという音楽メーカーの骨伝導イヤホンなんです。（私語る者あり）今チューブ聞いています。冗談です。すみません。だから、そういうことも可能ということで、耳が空くんですよね。少し話を聞くと、補聴器を買った方も結構個々でレベルとかがあって、面倒くさくて外しちゃうという人も結構いると思うので、補聴器だけにとらわれず、やっぱり今最新の骨伝導も、骨から音入れちゃうみたいな方法もあるので、もう少し広く考えたほうがいいのかなと思いますので、（私語る者あり）長いですか。ごめんなさい。ということなので、慣れていなくて申し訳ないです。ということで、私が言いたいのは、骨伝導だというのが一般質問でも出たんですけど、骨伝導的なものに対しての何か認識だったり、見解等あればお聞かせください。

○福祉部長 昨日公明党の林議員さんから骨伝導イヤホンを利用すると、窓口で大きな声を出さなくてもやり取りがスムーズにできるんじゃないかという御提案をいただいたんですが、骨伝導といいますが、やはり障害の状況によって直接、例えば骨伝導イヤホンを使ったからといって、聞こえやすくない障害の方もいらっしゃるというところですので、やはり窓口で使ったりとか、生活の中でその方に合わせた集音であったりとか補助具をつけていくことが望ましいのかなと考えております。以上でございます。

○渡邊 ありがとうございます。ということなので、引き続き市民の方から相談があれば皆さんも聞いていただけたらと思いますので、そういう方には早期発見じゃないですけど、なるべく寄り添っていただければと思いますので、私からは以上でございます。

○後藤 難聴の件ですよね。助成をすることによって、補聴器を作るエントリー者というか、そういう人たちが増えることはいいのか悪いのかいろいろな会派の中でも考えたんですけど、結局そういう人たちは増えるでしょう、そういう制度をつくれれば。ただ、その人の本当に聴力の補助として補聴器がどのぐらい役に立つのかというのは非常に疑問だなというのがうちの会派の一致したところで、私なんか高齢者の方と関わることが多いですけど、やっぱりある程度の年齢いっちらくと、少し認知症も帯びてきたり、いろんな機能が落ちてきているから、本人の必要な聴力にぴたっと合わせることですごく難しいような気がするんです。だから、もっともっと早期の段階から聴力が少し低下しているとか、もう少し前の段階からそういうものが把握できるような仕組みを、例えば地域包括とか、そういうものの中でやってもらえればいいなと思いますけど、何かそういうことってできませんか。

○健康医療部理事 私のほうで出席した日本公衆衛生学会の学会の中でも、耳鼻咽喉科の専門の先生たちはやっぱり早期発見、できれば若い時期からの早期発見というのに非常に有効性を示しておられまして、それで例えば幼児健診、学校健診、産業保育園の健診の中では必ず聴力の検査があるのにも関わらず、その先の健診の

中で聴力がないというところもあるんですけども、そこに必要な検査を位置づけてほしいというようなこともおっしゃっていましたが、併せてやっぱり産業、要は現役世代のときにしっかりと聴力の検査の中から発見をして、なるべく悪化をしないような生活に導いていくみたいなのところも必要だということも話をされておられました、例えばイヤホンの問題だったりとか、ヘッドホンの問題だったりとか、そういう聴力に関する啓発であったり、早期発見のところ非常に重要だということはおっしゃられておりましたので、その辺りも今国のほうで法定健診の中に聴力検査必ずしも位置づいていない状況もありますので、まずはそこを学会としてはぜひ求めていきたいようなことを話をされておられました。あと、実際に補聴器の外来のところ、認知力についての検査をやったというデータをお示しされていた先生がおられたのですが、補聴器外来という、補聴器をつけるという目的で来られているにもかかわらず、やはり継続されない、補聴器を使うことを継続されない方が非常に多いと、それはやはり扱いが難しかったりとか、合うまでに時間がかかったりとか、いろいろ問題は、御本人の希望もいろいろあるんでしょうけれども、なので非常にその助成をしたとしても、その物を使うような誘導したとしても、それが長く使われないというようなところの今現状も課題としてあるというふうに認識しましたので、この購入費助成に関してはよくよくやっぱり慎重に考えないといけないんだなというふうに感じたところです。以上です。

○武藤 今吉田部長おっしゃいましたけども、早期発見という点では本当に大事だとは思いますが、ぜひ検査のほうは柏市でもやっていただければいいなと思うのですが、これは加齢性の難聴者の場合、やっぱり加齢に伴って耳が聞こえなくなるという方は大変多くなっていて、この間も今まで補聴器をつけなかった方が、やっぱり会議なんかに参加していても何を話しているのかが分からなくて、この間補聴器をつけてみたら非常に会話が分かって、それで会議の中でも自分で発言したりとか、いろいろそういうことができるようになってとってもいいという、やっぱり補聴器があって、聞こえることができれば、やっぱりそれは脳の活性化にもつながりますし、結局なかなか慣れなくて外しちゃう方も多いというのは伺っていますけれども、それをちゃんと調整して、長い時間かかるかとは思いますが、いろいろ調整して聞こえるようにしていくというふうなのがやっぱり大事だと思うんですね。なので、今はもう全国で193の自治体が補聴器の購入費助成を行っているんですね。やっぱり認知症との関連も考えながら、認知症予防として補聴器の購入費の助成を行うという自治体が増えていきますので、ぜひやはりそれは柏市でも助成を行っていただきたいと思います。以上です。

○北村 エビデンス、ABPMとか、最近エビデンスというのがよく言われている話で、今の補聴器の話でも、がん検診でも多く言われて、もちろん予算を投じ、その予算の原資は税金でありますから、当然エビデンスを求めるのも当然理解するし、この補聴器の助成については確かにそうだなと思うこともあるし、でも助成してみてもどうかなって思う自分も半々でいるわけでございます。ただ、やっぱり今聞こ

えやすい補聴器もあれば、ノイズキャンセリングとかいって音をなるべく抑える、そういういろんな技術が発展している中で、生活がしやすい、利便性が上がっているといういろんなものがあると思うんです。補聴器もそうですし、それ以外のもの。だから、そのエビデンスがあるかというところを我々人間が大きな話ししてしまいますけども、じゃ全ての世の中のエビデンス、いろんな方が解明されているのか、例えば筋肉痛にしても二日酔いにしてもまだ解明されていないというふうな私ニュースを以前見たことがあるんですよ。何が言いたいのか。そういう解明されていることばかりではないわけですよ。でも、補聴器をつけたことによって聞こえやすいというのは、それは人によると思いますよ。それも全員、1億人が1億人それをつけて聞こえやすくなるとは言わないけども、つけたら聞こえやすくなるということもあるわけですよ。さっきのノイズキャンセリングもしかりですけども。だから、そのエビデンスとかいうふうに言うのは、ないとと言うのは、じゃ我々がそんな全てのことを全て解明できて、エビデンスを持って生きているかといったらどうなんだという、話が大きくなってきちゃったけど、でも補聴器の部分では、やっぱりそういうふうに、こういう今までの補聴器、補聴器も何十年前の補聴器と今の補聴器、そして5年、10年後、さらに次の世代の補聴器というのは、もしかしてすごく聞こえにくい方を劇的に生活環境を向上させるものになる可能性もあるので、ぜひそういうところも頭に入れて、今回行政としてのいろんな判断、判断というのは尊重しますけども、そういうこともちょっとこの頭の片隅に入れていただければ幸いです。いろんな技術も発展していますから、ちょっと意見、ちょっと答えられないですかね、今のはね、委員長。せつかくなんで、じゃ感想を。

○健康医療部理事 二日酔いなどにその公費をどう投入するのかというのがちょっと分からないですけど、ですから論点として公費を投入する、前日も多分御説明させていただいたと思うんですけども、助成をするというような、公費を投入するといったところに関してのやはり説明が立つようなエビデンスというのは一定数必要だと思いますので、そこを我々としては今後も注視していきたいというふうには思います。以上です。

○委員長 ほかにございませんか。——なければ質疑並びに意見を終結いたします。これより採決いたします。

○委員長 請願2号の主旨1について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手同数であります。

よって、本件は委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

この際、お諮りいたします。採択した請願については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することの取扱いは委員長に一任願いたいと思いま

すが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでございました。

○委員長 次に閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元の審査区分表に記載された調査項目について、閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

閉会中の所管事務調査については必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、行政視察の件を議題といたします。

委員会の行政視察は、先例により期間は1泊2日とし、予算は1人当たり6万4,000円以内となります。実施時期につきましては、皆さんに日程の調整に御協力していただいた結果、1月22日月曜日から1月23日火曜日の1泊2日に決まりましたので、よろしくお願いたします。月、火の1月の22日から23日の1泊2日になります。続いて、視察項目及び視察地についてですが、私としては1つ目に香川県高松市の高松型地域共生社会構築事業についてを考えており、受入れの許可をいただいておりますが、もう一か所は調整中でございます。高松市を視察地とすること、またもう一か所の視察所の選定、その他詳細を正副委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、1か所目の視察先を高松市とし、もう一か所の選定、その他

詳細については正副委員長に御一任願います。詳細は、後日御連絡いたします。なお、急遽欠席する場合は事務局まで御連絡ください。

○委員長 次に、春の視察についてですが、日程と視察候補地の調整を行いたいと考えております。調整に当たっては、ラインワークスのアンケート機能を使用しまして、4月中旬から5月中旬までの間の皆様の御都合を確認させていただきたいと思っております。その際、各委員において希望する視察項目及び視察候補地があれば併せてお知らせください。よろしく願いいたします。

○委員長 以上で本日の健康福祉委員会を閉会いたします。

午後 3時15分閉会